

親権者変更調停を申し立てる方へ

1 はじめに

親権者の変更とは、何らかの事情がある場合に、離婚時に定めた親権者を他方の親に変えることです。親権者を変えるには、たとえ父母の間で合意ができていても、家庭裁判所の手続が必要です。

2 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所（管轄合意書の提出要）

3 申立てに必要な費用

- 収入印紙 対象となる未成年者1人につき1200円
- 郵便切手 合計816円（内訳 82円×8枚, 50円×2枚, 10円×6枚）

4 申立て時及び調停進行中の提出書類とその取扱い

- 申立て時の提出書類
 - 申立書2通（裁判所用, 相手方用）
コピーを相手方に送りますので、相手方が読みます。
 - 事情説明書1通
相手方から請求があれば、相手方に読まれることがあります。
 - 進行に関する連絡票1通
相手方に読まれることはありません。
 - 申立人, 相手方及び未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）各1通
3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 調停進行中の提出書類
調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。
 - ※ 必要になる書類の例
源泉徴収票や給与明細書の写し等
- 上記□の提出方法
 - 書類を提出する場合には、裁判所用として写しを1通提出するとともに、調停期日には、その書類の原本をお持ちください。
 - 書類等の中に、秘とく希望の住所等、相手方に知られたくない情報がある場合、マスキング（黒塗りなど）をしてください。

□ 上記□のマスクングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、原則として、その申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）などで付けて、一体として提出してください。

□ 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合でも、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続きが開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

5 調停の進行について

□ 調停手続の流れは下図のとおりです。調停は、平日に、おおむね2時間程度行われます。多くの場合は別席で進めますが、調停委員会が必要と判断した場合は、申立人と相手方の意見を聞いた上で、同席で行います。

なお、特別な事情がない限り、最終確認は同席で行います。

□ 親権者変更の調停では、お子さんの利益（将来の利益を含む。）を考慮した解決が求められます。場合によっては、子どもの年齢に応じて調停手続の中でその意思や心情を確認することがあり、心理学などの人間関係諸科学の専門職である家庭裁判所調査官が、子どもと面接することもあります。

□ 話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

*一般的な手続の流れ

